

板橋区による「児童相談所設置市」に係る政令指定の要請について

令和3年9月30日、板橋区が厚生労働省に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。

板橋区では、平成28年の児童福祉法改正により特別区においても児童相談所を設置できることとなったことを受け、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設として、「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」(以下、総合支援センターという。)を令和4年度に開設する準備を進めております。

1 基本方針【基本構想(平成29年5月策定)】

総合支援センターの開設により、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限活かした切れ目のない支援を行い、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、全力で取り組んでいきます。

【めざす姿】

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

2 開設時期

総合支援センターの開設時期は、令和4年4月1日とします。

開設時は、子ども家庭支援センターの機能を移転のうえ継続し、令和4年7月に児童相談所設置市へ移行します。

3 所在地

板橋区本町24番1号

【地上3階建(敷地面積 2,913.20㎡ 延床面積 3,477.46㎡)】



4 施設用途

市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）・児童相談所

5 開設後の新たな児童相談体制

総合支援センターは、市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）と児童相談所の機能を併せ持つ施設として位置付けます。

現行の子ども家庭支援センターの主な業務は、子育てに関する相談を幅広く受け付け、必要な在宅サービスを調整する寄り添い型の支援であり、相談内容に応じて、児童相談所と連携を図っています。

一方、児童相談所は、専門的な知識及び技術を必要とする事案について、総合的な調査・診断・判定の方針を定め、援助・措置などを実施する機能を担っています。

総合支援センターは、この二つの機能を併せ持つことにより、課題とされている相談先のわかりにくさ、物理的な距離、心理的な温度差を解消します。さらに、二つの機能が重なることで、切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、地域資源等を活用した施策を展開することにより、強力な児童相談体制を構築します。

6 組織体制

総合支援センター内の組織については、子どもに関する相談を幅広く受け付ける「支援課」、虐待通告に係る対応等を担う「援助課」、24時間365日保護児童の生活を見守る「保護課」の3課体制とします。人員体制は、児童福祉法や児童相談所運営指針等に定める配置基準に基づき、区の人口や相談対応件数等を踏まえ、必要数を配置します。

■ 組織体制（案）

